

医療機関が記入した治癒証明書が必要な感染症

別紙1

治癒証明書（診断書）		
_____ 保育園・園長殿		
_____ 園児氏名		
_____ 病名「 _____ 」		
_____ 月 _____ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と認めます。		
_____ 年 _____ 月 _____ 日		
_____ 医療機関		
_____ 医師名		_____ 印

保育園児がよくかかる下記の感染症につきまして「治癒証明書」の提出をお願い致します。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

病名	最も感染しやすい時期	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症24時間前から後3日が最も多い（量は減少していくが1週間は注意が必要）	発熱後5日間及び解熱後3日を経過してから
風疹	発疹出現数日前から後5日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水疱瘡）	発疹出現2日前から痂皮形成まで	すべての発疹痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症2日前から耳下腺腫脹後5日後まで	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	急性期の数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	急性期の数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後2週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること。（抗菌薬を決められた期間服用する。5日間服用後医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157 O26 O111）など		症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
帯状疱疹（ヘルペス）	水疱を形成している期間	水痘と同様

登園の際には、下記の登園届けの提出をお願いいたします。

別紙2

医師の診断・指導を受け、保護者記入の登園届けが必要な感染症

登園届（保護者が記入）		
保育園・園長殿		
園児氏名		
病名「		」と診断され、
年	月	日医療機関「
症状も回復し、集団生活に支障がない状態と、判断されましたので登園致します。		
保護者		印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団での発熱や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるように願っています。つきましては、保育園児がよくかかる下記の感染症について登園のめやすを参考にかけつけ医師の診断・指導に従い登園届の提出をお願いいたします。子どもの回復状態が保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園であるようご配慮ください。

病名	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と 開始後1～2日間	抗菌薬内服薬後24時間経過して いること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始するまえと 開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	急性期の数日間	発熱・重傷の口内炎が無く、普段の 食事ができること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 （ノロ・ロタ・アデノウィルス）	症状がある間と、症状が消失後1週間 （量が減少していくか数週間ウィルス を排出しているので注意が必要）	嘔吐・下痢などの症状が始まり、 普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に数週間前程度 ウィルスを排出しているので注意！）	発熱・重傷の口内炎が無く、普段の 食事ができること
RSウィルス感染性	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失して、 全身状態が良いこと